

逐条訳
協定本文

目次

前文 (1999 年基本協定)	1
第 1 部 総則	1
第 1 条 目的と目標	1
第 2 条 適用範囲	2
第 3 条 用語の定義	2
第 2 部 国際道路輸送手続きの促進	3
第 4 条 国際道路輸送手続きの促進措置	3
第 3 部 国際旅客交通	4
第 5 条 査証 (VISA) 発行	4
第 6 条 旅客交通	4
第 4 部 国際貨物交通	4
第 7 条 通関の物的貨物検査、関税預託及び護送の免除	4
第 8 条 中継輸送	4
第 9 条 動植物検査	4
第 10 条 特殊貨物輸送に関する特例規定	5
第 5 部 道路車両運行に関する認可要件	5
第 11 条 他の協定当事国における道路車両の認可	5
第 12 条 車両登録	5
第 13 条 車両の技術的要件	5
第 14 条 車両検査証明書の承認	5
第 15 条 道路交通規制・信号標識	5
第 16 条 車両の第三者賠償責任保険	6
第 17 条 運転免許 (2004 年改正)	6
第 18 条 車両の一時的輸入	6
第 6 部 商業的交通権の交換	6
第 19 条 交通権	6
第 20 条 運送経路及び出入国箇所 の 指定	6
第 21 条 運送事業者の免許	6
第 22 条 市場参入	7
第 23 条 輸送サービスのための自由市場	7
第 24 条 運送の価格設定と条件	7
第 7 部 基盤整備	7
第 25 条 道路・橋梁の設計仕様	7
第 26 条 道路標識・信号標識	7
第 27 条 越境施設	8
第 8 部 協議調整機構	8
第 28 条 国家交通促進委員会	8
第 29 条 合同委員会 (Joint Committee)	8
第 9 部 付則	8
第 30 条 国内法規の遵守	8
第 31 条 法制度・基盤整備状況の透明性	8
第 32 条 無差別待遇	8
第 33 条 交通事故発生時の対応に係る支援	9
第 34 条 複合一貫運送業	9
第 35 条 書類・手続き	9
第 10 部 最終規定	9
第 36 条 追認または承諾	9
第 37 条 対応する国内法規	9
第 38 条 保留	10
第 39 条 発効日	10
第 40 条 本協定の停止	10
第 41 条 他の国際協定との関係	10
第 42 条 紛争の解決	10
第 43 条 修正	10
第 44 条 廃棄通告	10

Agreement

Between and Among Governments of the Kingdom of Cambodia, the People's Republic of China, the Lao People's Democratic Republic, the Union of Myanmar, the Kingdom of Thailand, and the Socialist Republic of Viet Nam

for

Facilitation of Cross-Border Transport of Goods and People

貨物と旅客の国際輸送を促進するための、カンボジア王国、中華人民共和国、ラオス人民民主国、ミャンマー連邦、タイ王国及びベトナム社会主義共和国間の協定

前文(1999年基本協定)

ラオス人民民主国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の政府（以下、「協定当事国」と称す）は、

その親愛なる関係と協力を、維持し、一層発展させ、強化するために、

大メコン地域の多くの諸国における経済的転換の枠組みのもとで、その貿易関係の一層の発展に貢献することを切望し、

道路交通における協力関係を促進することを決定し、

その共通利益のために、協定当事国間の貨物及び旅客の移動を促進することを願って、

大メコン地域の諸国が、陸上交通を促進する協力協定に双務的かつ多角的に参加することを認識し、

相互にとって利益のある、円滑かつ迅速で、合理的かつ効率的な交通通信システムを維持し発展させることを約束するものであることを強調し、

国連アジア太平洋地域経済社会委員会（UN/ESCAP）の貿易促進手段としての道路及び鉄道交通に関する議決事項 48/11 及び大メコン地域（Greater Mekong Subregion）計画のもとで1996年12月12日及び13日に昆明で開催された第三回交通フォーラムの勧告を想起し、以下のように同意した。

協定本文

第1部 総則

第1条 目的と目標

本協定の目的は、

- (a) GMS 域内における貨物や旅客の国際交通を活性化し、
- (b) 貨物や旅客の国際交通に関する法制度、規制、手続き及び要件を簡素化し、調和させ、
- (c) 複合一貫輸送を促進することにある。

第2条 適用範囲

- (a) 本協定は、貨物または旅客の道路（橋梁がない場合のフェリーによる渡河を含む）による国際（協定当事国への入国、出国あるいは通過）交通（車両又はその他の手段による場合、公的事業者による商業的輸送又は個人的輸送による場合、自家用輸送、営業用輸送又は有償輸送による場合）に適用する。
- (b) 明示的に別段の定めがない場合には、本協定は、貿易及び出入国管理事項を直接的には取り扱わない。従って、本協定は、協定当事国の領土への貨物の輸出入及び中継、旅客の出入国及び通過に対して、各国の法規制を適用する権利を侵害するものではない。

第3条 用語の定義

本協定のために、以下の用語の定義が適用される。

- (a) 「協定」は、協定当事国間の協定及び付則（Annex）並びに技術的細則（Protocols）を含む。
- (b) 「付則」（Annex）は、技術的詳細を含む協定に対する付則である。付則は協定に不可欠の一部を構成し、協定と同様に締結される。
- (c) 「カボタージュ」（Cabotage）は、特定協定当事国の領土内に位置する2地点間の国内輸送を、他の協定当事国に本拠を有する運送事業者が実施することをいう。
- (d) 「所管庁」（Competent Authority）は、政府が承認した単一または複数の省庁であって、本協定の遂行に責任を負う機関をいう。
- (e) 「危険物」（Dangerous Goods）は、本協定付則第1条の分類上の貨物をいう。
- (f) 「国内交通」（Domestic Traffic）は、特定協定当時国の領土内における輸送をいう。
- (g) 「本国」（Home Country）は、旅客にとっては通常の居住地のある国、運送事業者にとっては本社所在地、車両にとっては車両登録を行った国をいう。
- (h) 「当事国」（Host Country）は、輸送が行われる国をいう。
- (i) 「内陸国」（Landlocked Country）は、海岸線を持たない国をいう。
- (j) 「自動車」（Motor Vehicle）は、本協定付則第2条に定める規格の道路によって旅客あるいは貨物の輸送に通常用いられる動力付きの車両をいう。
- (k) 「不定期輸送サービス」（Non-scheduled Transport Service）は、定期便の資格を有さない輸送サービスをいう。
- (l) 「旅客」（People）は、運送事業者の従業員及び運送事業に従事しない旅客及び観光客をいう。
- (m) 「生鮮品」（Perishable Goods）は、本協定付則第3条の分類上の貨物をいう。
- (n) 「技術的細則」（Protocols）は、時間及び、あるいは場所の特定に関わる可変的要素を含む協定の付則である。技術的細則は、本協定の不可欠の一部を構成し、協定と同様に締結される。
- (o) 「道路交通」（Road Transportation）は、橋のない場合にはフェリーによる渡河を含む。

- (p) 「定期輸送サービス」(Scheduled Transport Service) は、予め決められた停止場所を有する固定した輸送経路表に従って行われ、料金が課金される特定経路に関する輸送サービスであり、先着順サービスあるいは事前予約に基づいて、全ての人に利用可能なサービスである。
- (q) 「第三国」(Third Country) は、本協定の当事国でない国をいう。
- (r) 「運送事業者」(Transport Operator) は、有償で道路を利用して貨物又は、及び旅客を輸送する自然人、私法人あるいは公法人をいう。
- (s) 「自家用輸送」(Transport for Own Account) は、企業が所有し、従業員が運転する車両を用いて、その商業活動を目的として、従業員あるいは貨物の移動を行う企業の付随的活動を行う輸送形態をいう。
- (t) 「中継国」(Transit Country) は、中継交通が通過する国をいう。
- (u) 「中継輸送」(Transit Traffic) は、交通が通過する当該領土を越え、協定当事国の国境を越えた場所に起終点を有する移動の一部のみが含まれる領土を通過する際に、当該協定当事国の領土を通過する輸送をいう。
- (v) 「車両」(Vehicle) は、何らかの道路輸送手段をいう。

第2部 国際道路輸送手続きの促進

第4条 国際道路輸送手続きの促進措置

協定当時国は、国際道路輸送手続きを簡素化し、効率化し、迅速化するために以下の措置を、付則第4条に従って段階的に適用する。

- (a) シングル・ウィンドウ検査：人（例：パスポート・ビザ、運転免許、外国為替、関税、保健・伝染病対策）、車両（登記、道路走行条件、保険）及び貨物（例：関税、品質、衛生・植物検疫、動物検疫）に関する多様な検査及び管理は、関係官署（例：関税、警察、出入国管理、貿易、農業、保健部門）によって一括して、同時に実行される。
- (b) シングル・ストップ検査：隣接する国の担当行政官は、その任務の遂行にあたって可能な範囲において相互に支援することとする。二つの隣接した国の行政当局は、その検査を、一括して同時に、実行する。各国法規が、物理的に隣接した管理施設の設置を認めない場合には、一方の協定当事国の管理官が、他の協定当事国の領土内における、その任務の遂行を可能にする。
- (c) 開庁時間の調整：協定当事国は、その隣接した国境管理機関の開庁時間を調整する。
- (d) 人と貨物に関する情報と事務処理時間の事前交換：協定当時国は、お互いに協力して、人と貨物に関する情報と事務処理時間に関する情報を事前に交換する。

第3部 国際旅客交通

第5条 査証 (VISA) 発行

(a) 運送事業者の従事者

協定当事国は、運送事業に従事し、査証の発給要件を満たし、延長期間に対する複数回の入国・通過・出国査証について、他の協定当事国の国民に対し査証を与える。

(b) 運送事業者の従事者以外

査証発給の条件及び合法性は、付則第5条に詳述する。

第6条 旅客交通

国際旅客交通に関する取り決め（車両、輸送経路、料金等）は、付則第5条（国際旅客交通）及び技術的細則第1条 Prot（国際交通経路及び出入国地点）に詳述する。

第4部 国際貨物交通

第7条 通関の物的貨物検査、関税預託及び護送の免除

(a) 協定当事国は、国際中継輸送における貨物について、(i) 国境における通常の通関貨物の物的検査、(ii) 領土内における通関護送（エスコート）及び(iii) 関税支払い保証としての保税預託金を免除する。

(b) この目的のため、協定当事国は、中継及び内陸通関手続きの制度を、付則第6条に定めるように制定する。

第8条 中継輸送

(a) 協定当事国は、他の協定当事国から出入りする国際中継輸送に対して、自国の領土内を中継輸送する自由を保障される。

(b) 中継輸送は、関税及び諸課税を免除される。

(c) 関税及び諸課税以外の中継輸送に関する料金は、以下の二段階で段階的に賦課される。

・ 第一段階：中継輸送に関する関税及び諸課税以外の料金は、技術的細則第2条に規定するように賦課される。

・ 第二段階：中継輸送に関する料金は、関連する諸費用についてのみ賦課される。

第9条 動植物検疫

協定当事国は、国際輸送貨物の検疫について、世界保健機構（World Health Organization）、国際連合食糧農業機構（Food and Agriculture Organization）及び国際獣疫事務局（Office International des Epizooties）規則に関連する国際条約と整合性を図らなければならない。

第 10 条 特殊貨物輸送に関する特例規定

- (a) 本協定は、付則第 1 条に定める危険物の輸送には適用しない。
- (b) 付則第 3 条に規定する生鮮品輸送は、付則第 3 条に従って、その輸送が不当に遅延することがないように、国境通関手続き上、特別の優先権を付与される。

第 5 部 道路車両運行に関する認可要件

第 11 条 他の協定当事国における道路車両の認可

第 5 部各条に規定された条件に従って、協定当事国は、右ハンドル・左ハンドルに関わらず（有償で商業的に運行しているか、自家用か個人用かに関わらず）、他の協定当事国によって登録された車両の領土内通行を認める。

第 12 条 車両登録

- (a) 国際交通を行う車両は、本国において車両登録を行い、付則第 2 条（国際交通における車両登録）に規定する規則に従わねばならない。
- (b) 車両は、識別標章（製造メーカーの標識、シャーシ及びエンジンの連続番号）を有し、車両登録証を携行し、車両の前後のプレートに登録番号（ナンバープレート）を表示し、登録国を表示する識別標章を表示しなければならない。

第 13 条 車両の技術的要件

他の協定当事国の領土を走行する車両及びコンテナは、その本国において適用される機器安全基準及び排ガス基準を満たさなければならない。車両重量、軸重、寸法については、他の協定当事国の領土を走行する車両は、当該当事国の技術的要件に従わなければならない。

第 14 条 車両検査証明書の承認

- (a) 他の協定当事国の領土を走行する車両は、良好な運転状態にななければならない。
- (b) 本国は、その領土内で登録された車両が道路での使用に適した状態にあることを監督する責任を有し、それに基づいて技術的検査証明書を発行する。
- (c) 他の協定当事国は、当該技術的検査証明書を承認する。

第 15 条 道路交通規制・信号標識

協定当事国は、当該国の道路交通規制・信号標識を、付則第 7 条に規定する道路交通規制・信号標識と、段階的に整合を図る。

第 16 条 車両の第三者賠償責任保険

他の協定当事国の領土を走行する自動車は、走行当時国において必要とされる第三者強制賠償責任保険に従わなければならない。

第 17 条 運転免許（2004 年改正）

協定当事国は、付則第 16 条に従って所管行政庁が発行した運転免許証を、相互に承認しなければならない。

第 18 条 車両の一時的輸入

協定当事国は、他の協定当事国の領土内で登録された自動車（車両及び燃料タンク内の燃料、潤滑油、維持補修機器、交換部品の合理的な数量を含む）の一時的な輸入を保証しなければならない。この車両の一時的な輸入については、輸入関税及び租税を免除し、通関の保税措置のための預託金を免除し、輸入禁止その他の規制の適用を除外し、付則第 8 条に規定する再輸出及びその他の条件に従う。

第 6 部 商業的交通権の交換

第 19 条 交通権

商用車の交通権の開放は、二段階で行われる。

第一段階：第 6 部に規定する条件に従って特定協定当事国において設立された運送事業者は、以下の運送条件を採用する。

- (a) 他の協定当事国の通過
- (b) 他の協定当時国への入国及び
- (c) 他の協定当時国からの出国

第二段階：特定協定当事国において設立された運送事業者は、自由な市場競争に従って、他の協定当事国の領土との入国、出国及び通過に係る運送事業を行う。しかし、カボタージュに関しては、当時国の特別な許可が得られる場合のみ認可される。

第 20 条 運送経路及び出入国箇所の指定

詳細技術細則第 1 条は、国際旅客・貨物輸送の通行可能な経路及び指定出入国地点を規定する。

第 21 条 運送事業者の免許

- (a) 運送事業者は、付則第 9 条に定める判断基準に従って、当該事業者の本国において国際運送事業者の免許を取得しなければならない。
- (b) 運送業免許は、発行された法的組織体によって譲渡又は売却することができない。
- (c) 当事国は、本国が発行した運送事業免許を承認する。

第 22 条 市場参入

- (a) 付則第 9 条に定める判断基準に従って本国において適切に国際運送業免許を得た全ての運送事業者は、本協定に定める国際運送事業を実施することができる。
- (b) 当時国は、運送事業者の業務推進のために、国際運送事業に従事する運送事業者に対して、その営業所の設置を認可する。

第 23 条 輸送サービスのための自由市場

運送事業は、以下の二段階で段階的に認可される。

第一段階：本協定に従って運行できる車両は、本協定の技術的細則第 3 条に指定する。運送頻度は技術的細則第 3 条に規定する。さらに、第一段階で適用される時間的枠組みも技術的細則第 3 条に規定する。第 28 条に規定する国家交通促進委員会 (NTFC: The National Transport Facilitation Committee) は、毎年 of 許可数を交換し、発表する。

第二段階：本協定のもとでの運送事業の頻度及び車両数は、本協定に定める規制以外に、なんら制限を受けることはない。

第 24 条 運送の価格設定と条件

- (a) 運送条件：運送条件は、付則第 10 条に規定された条件に従う。
- (b) 価格設定：国際輸送のための価格設定は、自由であり市場競争に基づく。しかし、過度に高い、あるいは、低い価格設定を防ぐために、反独占規制及び合同委員会 (Joint Committee) の監督に従う。

第 7 部 基盤整備

第 25 条 道路・橋梁の設計仕様

- (a) 技術的細則第 1 条に示された諸国を連携する道路 (橋梁を含む) の建設・改良は、各国の公共事業計画あるいは国際融資の枠内で遂行される。
- (b) 合意された道路 (橋梁を含む) の建設・改良は、利用可能な資源を用いて可能な範囲内において、付則第 11 条 (道路・橋梁の設計、建設基準・仕様) に規定された最低仕様に基づいて行われる。
- (c) 協定当事国は、合意された道路が、安全であり、治安が確保され、良好な道路条件であることを保証する。協定当事国は、必要な維持管理を行う。

第 26 条 道路標識・信号標識

協定当事国は、付則第 7 条の規定した基準に従って、当該国の領土内における道路標識及び信号標識を段階的に導入する。

第 27 条 越境施設

協定当事国は、付則第 12 条に定めるように、国際輸送手続きの迅速かつ効率的な整備を
保証するために、越境地点において必要となる施設の整備や改善を行い、職員の配置を行
う。

第 8 部 協議調整機構

第 28 条 国家交通促進委員会

協定当事国は、大臣あるいは副大臣級又は同等の地位の者が委員長を勤める恒久的な国
家交通促進委員会 NTFC (NTFC: The National Transport Facilitation Committee) を
設立する。国家交通促進委員会は、本協定の実施に関連する全ての関連機関の代表者を含
む。

第 29 条 合同委員会 (Joint Committee)

- (a) 各国の国家交通促進委員会の代表者は、合同委員会を設立する。
- (b) 合同委員会は、本協定の実施を監視し評価する。合同委員会は、議論の場、紛争の平和
的解決の場として機能し、協定当事国に対する助言を行い、協定の修正案を作成する場
となる。

第 9 部 付則

第 30 条 国内法規の遵守

- (a) 旅客・運送事業者の従業員、運送事業者及び車両は、当時国の領土内に適用される法規
に従う。
- (b) 国内法規の執行は、その領土内において、法が侵害された場合に適用される当時国当局
固有の権限である。
- (c) 当事国は、本協定の諸規則あるいは国内法規則に違反した人、運転者、運送事業者ある
いは車両の当該領土内への入国を一時的あるいは恒久的に拒否することができる。

第 31 条 法制度・基盤整備状況の透明性

協定当事国は、旅客及び貨物の国際交通に関する国内の法律、制度、手続き、技術に関
わる総合的な小冊子を、本協定が明記しているように、英語で利用可能にする。

第 32 条 無差別待遇

協定当事国は、他の協定当事国の国際交通に従事する車両、旅客、貨物については、本
協定に従う国際輸送にあたって、全ての国に対して、第三国に対するより一層同等の扱い
を行うこととする。

第 33 条 交通事故発生時の対応に係る支援

他の協定当事国からの人、運送事業者、車両あるいは貨物を含む道路交通事故においては、当事国は、全ての可能な支援を提供し、本国の所管行政庁に対して可及的速やかに通知する。

第 34 条 複合一貫運送業

協定当事国は、複合一貫輸送を促進するために、以下の措置を講じる：

- (a) 付則第 13a 条に規定する、共通の複合一貫運送人責務に関する制度の適用
- (b) 付則第 13b 条に規定する、最低限の複合一貫運送事業者免許基準の規定。
- (c) 付則第 14 条に規定する、コンテナの通関に関する規定

第 35 条 書類・手続き

- (a) 協定当事国は、国際交通に必要となる書類、手続きが、運送事業の効率性に影響する重要な時間及び費用要因であること認識し、これらの費用及び遅延を最小限にすることに同意する。
- (b) 協定当事国は、このため以下の措置を講じる：
 - (i) 国際交通に必要となる書類の数の制限及び手続きの可能な範囲までの削減
 - (ii) 国際交通に関する全ての書類の英語版の提供
 - (iii) 各国の輸出入関連書類の United Nations layout key との提携
 - (iv) 各国の輸出入に用いられる商品コードやその記述の、付則第 15 条に規定する国際貿易で共通に用いられるコードとの、可能な限りの調和
 - (v) 国際交通に必要とされる書類や手続きの必要性や有効性の定期的な見直し
 - (vi) なんらかの特定目的の役に立たない不必要な余分の書類や手続きの廃止
 - (vii) 全ての計測単位の国際 SI 単位 (the International System of Modern metric Units) との整合性確保 (2005 年まで) 及び
 - (viii) 国際交通の既存の書類や手続きに関する新たな要件の追加や修正が行われた場合における他の協定当事国への事前通知

第 10 部 最終規定

第 36 条 追認または承諾

本協定は、契約当事者政府の批准または承認によって有効となる。

第 37 条 対応する国内法規

必要な場合には、協定当時国は本協定の内容と関連国内法規との整合性を確保する。

第 38 条 保留

本協定に対するいかなる留保も認められない。

第 39 条 発効日

本協定は、全ての協定当事国が批准し、あるいは合意した日に発効する。

第 40 条 本協定の停止

各協定当事国は、国家の安全を脅かす緊急事態に直接の影響を有する本協定の適用を一時的に停止することができる。協定当事国は、このような停止について直ち他の協定当事国に通知し、事態が平常時に回復した場合には直ちに停止措置を終了させる。

第 41 条 他の国際協定との関係

本協定あるいはそのために実施された事業は、協定当時国が加盟するその他の既存の合意や国際協定の下での協定当事国の権利や義務に何ら影響するものではない。

第 42 条 紛争の解決

本協定の解釈や運用を巡る二国間又は各国間の紛争は、関係国間で直接交渉又は合同委員会における友好的な交渉を通じて解決されなければならない。

第 43 条 修正

どの協定当事国も、合同委員会を通じて本協定の修正を申請することができる。そうした改定の発行日は、協定当時国の満場一致を必要とする。

第 44 条 廃棄通告

- (a) 本協定は、どの協定当時国も破棄することができる。廃棄は、本協定が効力を有するようになってから 2 年を満了した後に、他の 2 ヶ国の協定当事国に通知することによって廃棄できる。
- (b) 本協定の破棄が効力を有するのは、破棄通告から 1 年を経過した時点である。

以上